運搬・搬送費用特約

＜用語のご説明ー定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 落輪等

借用自動車の一輪以上を路面以外の場所へ踏み出した状態（注）をいいます。

（注）踏み越えた状態を含みます。

(2) 路面

通常、自動車の交通の用に供する道その他の場所の走行面をいいます。ただし、社会通念上自動車の走行に適さないと認められる範囲を除きます。

(3) 車両損害

衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって借用自動車に生じた損害をいいます。

(4) 故障

借用自動車に生じた偶然な外来の事由に直接起因しない電気的または機械的事故をいいます。

(5) 故障損害

故障によって借用自動車に生じた損害をいい、走行障害による損害を含みません。

(6) 走行障害

次表に掲げる事由によって借用自動車に生じた走行上の障害をいいます。

事由	説明
キー閉じ込み	キーが借用自動車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態での施錠をいいます。
バッテリー上がり	借用自動車のバッテリーの過放電をいいます。
巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、借用自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。
電欠等	借用自動車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ（注）を含みます。 （注）所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。

(7) 走行不能

借用自動車が自力で走行できない状態をいい、法令により走行が禁じられている状態を含みます。

(8)　運搬・搬送費用

被保険者が負担した次の①および②の費用をいいます。

①　クレーン等により、借用自動車を路面（注ⅰ）に引き戻すために要した費用

②　借用自動車を、走行不能となった地から修理工場（注ⅱ）または当社の指定する場所までレッカー車等で運搬するために要した費用（注ⅲ）

（注ⅰ）借用自動車が走行不能となる直前に走行していた路面をいいます。

（注ⅱ）電欠等が生じた自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。

（注ⅲ）これらの場所まで運転するために必要な仮修理の実施および保管のために要した費用を含みます。

(9)　借用自動車の搭乗者

第２条［保険金をお支払いする場合］に規定する運搬・搬送費用保険金の支払事由が発生したときに、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。

①　記名被保険者または指定被保険者が運転中の借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗中の者

②　一時的に借用自動車から離れている者であって、借用自動車が走行不能となった前後の状況から判断して、借用自動車に搭乗していたとみなされる者

(10)　借用自動車の所有者

次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。

①	借用自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買　主
②	借用自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合	借　主
③	上記①および②以外の場合	借用自動車を所有する者

(11)　回収金

第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第１条［この特約の付帯条件］

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

第２条［保険金をお支払いする場合］

当社は、この特約により、記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転中（注ⅰ）に次の①から④のいずれかの事由により借用自動車が走行不能となったこと（以下この特約において「走行不能事故」といいます。）に伴い、被保険者が運搬・搬送費用（注ⅱ）（注ⅲ）を負担することによって被る損害に対して、運搬・搬送費用保険金を支払います。

①　落輪等

②　車両損害

③　故障損害

④　走行障害

（注ⅰ）駐車または停車中を除きます。以下この特約において同様とします。

（注ⅱ）①の事由については、＜用語のご説明ー定義＞⑻に定める運搬・搬送費用の①に該当する費用に限ります。

（注ⅲ）走行不能となった地において、応急の処置により借用自動車が自力で走行できる状態に復旧した後に生じた費用は対象となりません。

第３条［補償の対象となる方ー被保険者］

⑴　この特約における被保険者は、次の①から③のいずれかに該当する者とします。

①　記名被保険者

②　指定被保険者

③　借用自動車の搭乗者

⑵　本条⑴の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①　正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者

②　極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者

⑶　この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これにより当社の支払うべき運搬・搬送費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

第４条［保険金をお支払いできない場合］

⑴　当社は、次の①から⑨のいずれかに該当する事由によって被保険者が被る損害に対しては、運搬・搬送費用保険金を支払いません。

①　次のア．からオ．のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア．保険契約者または被保険者

イ．借用自動車の所有者（法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

ウ．上記ア．およびイ．に定める者の法定代理人

エ．上記ア．およびイ．に定める者の業務に従事中の使用人

オ．上記ア．およびイ．に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④　核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤　上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥　上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦　差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧　詐欺または横領

⑨　借用自動車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的

とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

⑵　当社は、次の①から③のいずれかに該当する物に生じた車両損害または故障損害によって被保険者が被る損害に対しては、運搬・搬送費用保険金を支払いません。

①　借用自動車から取り外されて車上にない自動車の部分品または付属品（注ⅰ）

②　付属品のうち借用自動車に定着されていない物。ただし、借用自動車の他の部分と同時に車両損害もしくは故障損害を被った場合または火災によって車両損害もしくは故障損害が生じた場合を除きます。

③　法令等により禁止されている改造を行った自動車の部分品および付属品

（注ⅰ）ここでいう「付属品」とは、普通保険約款車両復旧費用条項＜用語のご説明ー定義＞⑶に定める付属品をいいます。以下この⑵において同様とします。

⑶　当社は、記名被保険者または指定被保険者が、次の①から③のいずれかに該当する場合に生じた走行不能事故によって被保険者が被る損害に対しては、運搬・搬送費用保険金を支払いません。

①　法令により定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合

②　麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第２条（定義）第 15 項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合

③　道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合

⑷　当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合に生じた走行不能事故によって被保険者が被る損害に対しては、運搬・搬送費用保険金を支払いません。

①　記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注ⅱ）を運転している場合

②　記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合

（注ⅱ）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

⑸　当社は、借用自動車の走行不能の発生原因が次の①から③のいずれかに該当する場合については、運搬・搬送費用保険金を支払いません。

①　キーの紛失

②　燃料の不足または費消。ただし、電欠等を除きます。

③　次のいずれかに起因する故障または走行障害

ア．エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造

イ．自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使

⑹　当社は、次の①から⑤のいずれかに該当する事由を直接の原因とする借用自動車の走行不能によって被保険者が被る損害に対しては、運搬・搬送費用保険金を支払いません。

①　積雪

② 降雨、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ
③ 路面の凍結
④ 轍（わだち）
⑤ 砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤。ただし、走行不能となる直前に走行していた路面もこれら軟弱な地盤である場合に限ります。

(7) 当社は、故障または走行障害が保険期間内に発生しても、その故障または走行障害による借用自動車の走行不能が保険期間内に発生していない場合は、運搬・搬送費用保険金を支払いません。

第５条［お支払いする保険金の計算］

(1) １回の走行不能事故につき当社の支払う運搬・搬送費用保険金の額は、被保険者が負担した運搬・搬送費用の額とします。ただし、30 万円を限度とします。

(2) 運搬・搬送費用のうち、回収金がある場合は、当社は、本条(1)に定める運搬・搬送費用保険金の額から該当する回収金の額を差し引いて運搬・搬送費用保険金を支払います。

第６条［他の保険契約等がある場合の取扱い］

(1) 第２条［保険金をお支払いする場合］と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの支払責任額（注ⅰ）の合計額が損害の額（注ⅱ）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額を運搬・搬送費用保険金の額とします。

(注ⅰ) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下この条において同様とします。

(注ⅱ) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。以下この条において同様とします。

(2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を運搬・搬送費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第７条［保険金のご請求］

(1) 当社に対する運搬・搬送費用保険金の請求権は、運搬・搬送費用が被保険者に生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が運搬・搬送費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第 16 条［保険金のご請求］(3)⑨に定める書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
領収書等、被保険者が運搬・搬送費用を負担した事実および運搬・搬送費用の額を確認できる客観的書類

第８条［現物によるお支払い］

当社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、借用自動車の運搬等、運搬・搬送費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、運搬・搬送費用保険金の支払に代えることができます。

第９条［普通保険約款との関係］

この特約については、普通保険約款基本条項第 11 条[当社からの保険契約の解除ー重大事由による解除]⑷②の規定中「車両復旧費用条項」とあるのは「運搬・搬送費用特約」と読み替えます。

第 10 条［準用規定］

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。